

国立大学法人会計基準は国立大学法人の特性を踏まえて、企業会計原則とは異なる次のような特徴があります。

国立大学法人の主な特性

下線を付した斜体部分は勘定科目名

① 公共的な性格から利益の獲得が目的ではなく独立採算を前提とせず、国から財源措置があります。

I. 運営費交付金は受領した際に、一旦 運営費交付金債務(負債) に計上し、業務実施に従って収益化

業務が実施されなかった場合には、一定の条件を満たすものは翌期に繰越償却資産を取得した場合、運営費交付金債務を資産見返運営費交付金等(負債)に振り替え、減価償却処理を行う都度、資産見返運営費交付金等から減価償却費と同額を取り崩し資産見返戻入(収益)を計上し、損益均衡

② 建物整備は国が決定し予算措置される等、大学単独の判断で意思決定が完了しない場合があります。

II. 用途が特定された寄附金は受領した際に、寄附金債務(負債)に計上し、用途に即して費用が発生した都度、その同額を収益化
償却資産を取得した場合は運営費交付金と同様の処理

III. 運営費交付金が財源となる職員の退職金や賞与に係る引当金は非計上

③ 利益配当の獲得を目的として出資する資本主を制度上予定せず、利益が配当されることはありません。

IV. 減価償却及びそれに関連した処理が取得財源別に定められており、大別すると3つのパターン

施設費を財源として償却資産を取得した場合は、**特有な処理<損益外の減価償却>**（但し附属病院など収入の獲得が予定される場合を除く）

V. 剰余金については、文部科学大臣の繰越承認を受けて目的積立金となり、次年度以降一定の目的のための使用が可能（財務レポート2011 P16をご参照ください。）